

県北広域振興局長告示第8号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

県北広域振興局長 南 敏 幸

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
秋葉温水溜池	久慈市小久慈町第19地割156番4	令和2年3月23日
神田ノ沢温水溜池	久慈市長内町第20地割106番4地先	〃
米沢ため池	二戸市米沢字家ノ上142番	〃
上野第一ため池	二戸市上斗米字上野69番58	〃
外川目ため池	九戸郡軽米町大字軽米第21地割192番3	〃
板橋ため池	九戸郡軽米町大字円子第4地割2番8	〃
観音林ため池	九戸郡軽米町大字晴山第25地割58番1	〃
晴山1ため池	九戸郡軽米町大字晴山第2地割38番19	〃
山根第一ため池	九戸郡九戸村大字山根第8地割126番140	〃
山根第二ため池	九戸郡九戸村大字山根第8地割126番32	〃
上川溜池	九戸郡洋野町大野第23地割字小黒間沢61番26	〃